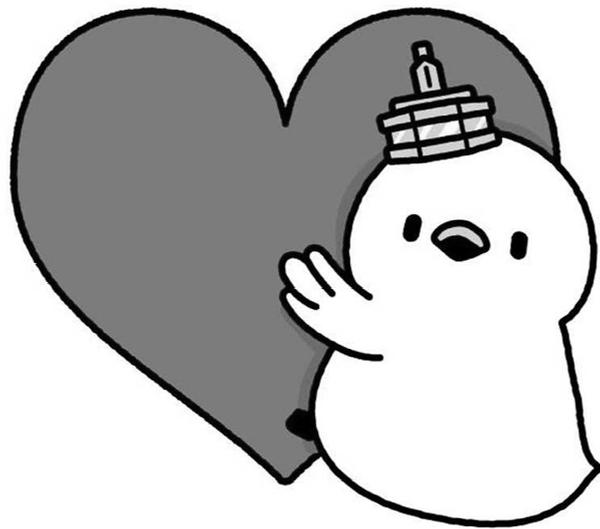


第7期邑楽町障害福祉計画・  
第3期邑楽町障害児福祉計画  
【令和6年度～令和8年度】



令和6年3月  
邑 楽 町

## ～ 目 次 ～

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要	
第1節 計画制定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方	
第1節 計画の基本理念	3
第2節 基本的な考え方	3
第3章 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの展開	
第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	6
第2節 令和8年度に向けた目標	7
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	10
(4) 福祉施設から一般就労への移行	11
(5)-① 障害児支援の提供体制の整備	12
(5)-② 障害児支援の提供体制の整備（発達障害者等に対する支援）	13
(6) 相談支援体制の充実・強化	14
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	15
第3節 障害福祉サービス・障害児福祉サービス量の見込の算出	16
1 障害福祉計画	16
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	18
(3) 居住系サービス	23
(4) 相談支援	25
2 障害児福祉計画	27
(1) 障害児通所支援・障害児相談支援・障害児への支援サービス	27

3 地域生活支援事業	30
(1) 必須事業	31
(2) 任意事業	33
第4章 円滑な推進に向けた取組	35
第1節 円滑な事業推進	35
第2節 地域での自立した生活に向けた支援の充実	35

## 第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

障害のある人や障害のある児童に関わる町の計画として、障害のある人や障害のある児童の権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、さらには町民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に定める障害者基本計画と、療育の充実や就労支援の充実、自立を支援するための支援として障害福祉サービス・障害児福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量を設定する障害福祉計画・障害児福祉計画があります。

本町では、平成30年3月策定の「第5期邑楽町障害福祉計画」及び「第1期邑楽町障害児福祉計画」に基づき、障害のある人や障害のある児童へ必要な障害福祉サービスを提供してきました。

その後は、令和3年3月に策定された「邑楽町障がい者福祉計画（以下「基本計画」という。）」を踏まえ、令和3年度から令和5年度までを計画対象期間とする「第6期邑楽町障害福祉計画」及び「第2期邑楽町障害児福祉計画（以下「前計画」という。）」を策定し、障害福祉サービスを提供してきました。

このたび、令和5年度をもって、これらが期間満了となることから、前計画以後の障害福祉に係る法律や制度の改正、並びに国や県が示す障害福祉サービスや、地域生活支援事業に関する新たな指針を踏まえ、「第7期邑楽町障害福祉計画」及び「第3期邑楽町障害児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「基本計画」を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「障害児福祉計画」として、「基本計画」と一体的に策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
邑楽町障がい者福祉計画	障害者基本計画 第11条第3項	障害者施策の理念や基本方針を定める計画
邑楽町障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
邑楽町障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害のある児童を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

## 第3節 計画の期間

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、3か年を1期として策定を行うことが義務づけられており、本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間が計画期間となります。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
障害福祉計画・ 障害児福祉計画		第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			次期計画	
障がい者福祉計画	邑楽町障がい者福祉計画				邑楽町障がい者福祉計画							次期計画

## 第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

本計画は、障害のある人や障害のある児童に対する障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスなどを確保するための方策などを示す計画であり、「邑楽町障がい者福祉計画」の実施計画にあたります。

従って「邑楽町障がい者福祉計画」とともに、その基本理念である「ともに支え合うまちづくり」を本計画の基本理念とします。

### 第2節 基本的な考え方

本計画は、国から示された基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）をもとに策定しています。本計画は、この指針と障害者基本法における基本的な理念を踏まえながら、本町の障害のある人の自立への施策を展開していきます。

#### （1）障害のある人及び障害のある児童の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人や障害のある児童の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人や障害のある児童が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

#### （2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援などを通じて引き続き障害福祉サービスの地域格差をなくし、居住地域にかかわらず一定の支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスは、発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人、難病患者も対象となることを引き続き周知します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによる民間などからのサービスの提供をはじめ地域の社会資源を最大限に活用するとともに、提供体制の整備を進めます。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備する必要があり、例えば日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保するとともに、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制を整備します。

また、地域生活支援の拠点の整備に当たっては、地域生活への移行、短期入所の利便性・対応力の向上による緊急時の受入対応体制の確保などの機能が求められており、今後、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を強化します。

さらに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる町民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、ともに高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本町の地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

#### (5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については町を実施主体に、障害児入所施設については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて引き続き障害のある児童支援の体制の整備を図ります。

また、障害のある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援を担当する関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害のある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

#### (6) 障害福祉人材の確保・定着

障害のある人の重度化・高齢化が進むなかにおいても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場ということに関係者と協力しながら積極的な周知を行います。

#### (7) 障害のある人の社会参加を支える取組定着

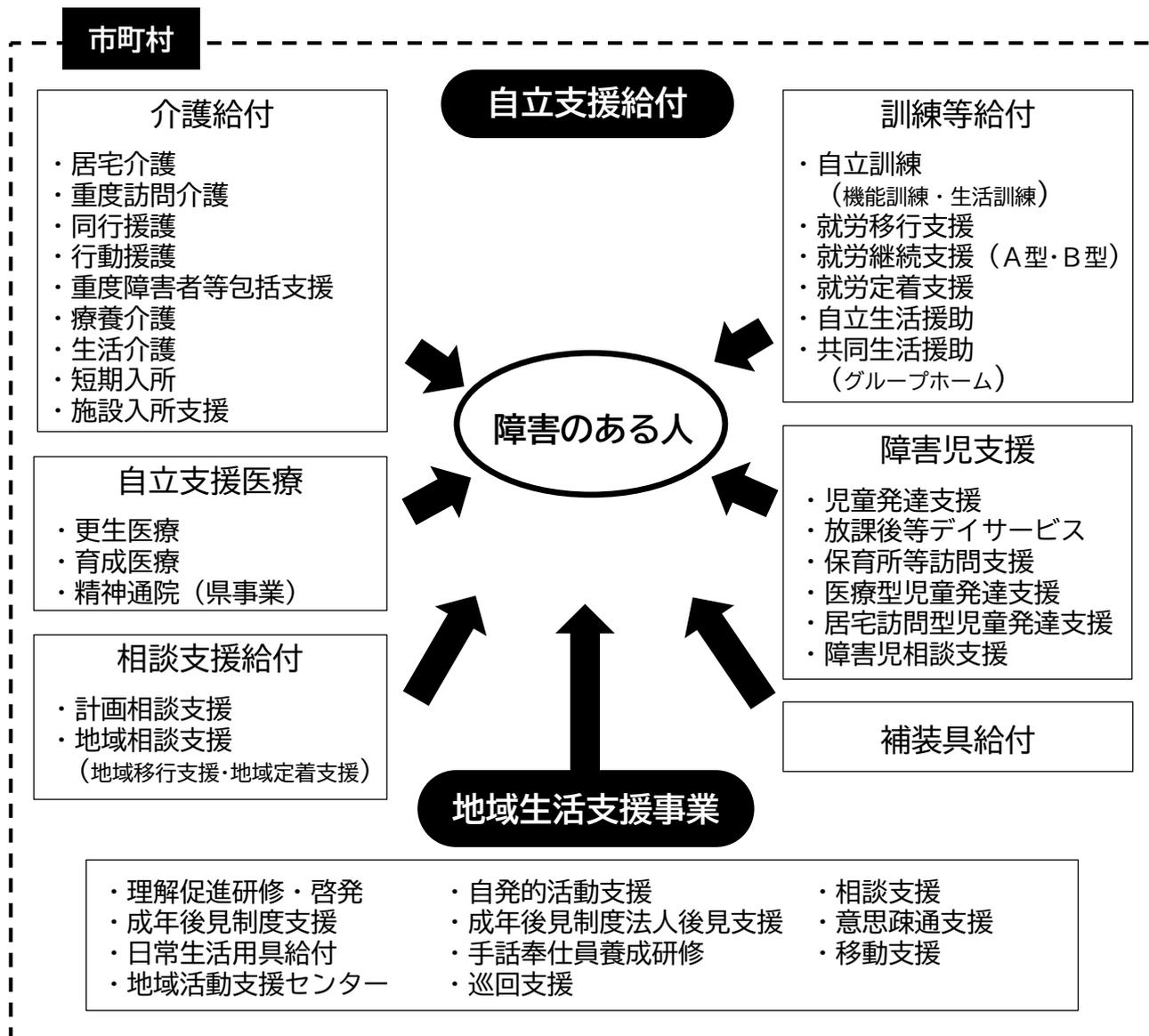
障害のある人の地域における社会参加を促進するためには、障害のある人の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある人が文化芸術を鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れ文化的な活動を受けることのできる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

### 第3章 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの展開

#### 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」とに分かれています。児童福祉サービスを含めたサービスの全体像を、以下に示します。



## 第2節 令和8年度に向けた目標

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和8年度を目標年度として、次の7つの項目について目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

7つの目標値の設定にあたっては、国の基本指針及び県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障害のある人、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅などに移行する人数について目標を定めます。

項目	数値	考え方
【実績】 令和4年度末時点の施設入所者数	40人	令和4年度末時点において福祉施設に入所している障害者の人数。
令和8年度末		施設からグループホームや一般住宅などに移行する者の人数。
【目標値①】 地域生活移行者数	3人 7.5%	令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
令和8年度末における施設入所者数	37人	令和8年度末時点での施設入所者見込み人数。地域生活移行者数のほか、新規入所者数や入所待機者数を見込んだ人数。
【目標値②】 施設入所者数の削減	3人 7.5%	令和8年度末時点での施設入所者数の削減目標(見込み) 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込んで設定する。
【活動指標②】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	7人	7人	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者を見込んで設定する。
【活動指標③】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込んで設定する。
【活動指標④】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障害者数を設定する。
【活動指標⑤】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障害者数を設定する。
【活動指標⑥】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	30人	40人	50人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障害者数を設定する。
【活動指標⑦】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障害者数を設定する。
【活動指標⑧】 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	0人	「自立訓練（生活訓練）」の利用者のうち精神障害者数を設定する。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点である「地域生活支援拠点」を整備するとともに、その運用状況を検証することを目標とします。

項目		数値			備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標①】 地域生活支援拠点等の設置箇所数		1箇所	1箇所	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
設置の形態	うち 市町村単独	－箇所	－箇所	－箇所	
	うち 圏域で整備	1箇所	1箇所	1箇所	
【目標②】 コーディネーターの配置人数		3人	3人	3人	コーディネーターの配置人数を設定する。
【目標③】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		6回	6回	6回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
【目標④】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実		有	有	有	各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
【実績】 令和4年度末時点の施設入所待機者数		5人	令和4年度末時点の施設入所待機者数		
上記のうち、強度行動障害のある者(行動関連項目10点以上)		2人	上記のうち、強度行動障害のある者(行動関連項目10点以上)		

※地域生活支援拠点等の設置については本町単独ではなく、館林市と本町を含む邑楽郡5町（以下「圏域」という。）で設置している。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する障害のある人について目標を定めます。

項目	数値	考え方
【実績①】 令和3年度の一般就労への移行者数	0人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和3年度において一般就労した人の数。
【実績②】 令和3年度就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。
【実績③】 令和3年度就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数。
【実績④】 令和3年度就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数。
【実績⑤】 令和3年度就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数。
令和8年度		
【目標①】 令和8年度の一般就労移行者数	1人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
【目標①-2】 令和8年度就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度の移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
【目標①-3】 令和8年度就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度の移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
【目標①-4】 令和8年度就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
【目標②】 令和8年度就労以降支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	就労移行事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合。 5割以上とすることを基本とする。
【目標③】 就労定着支援事業の利用者数	1人 -倍	就労移行支援事業の令和8年度の利用者の数。 令和3年度の以降実績の1.41倍とすることを基本とする。
【目標④】 就労定着支援事業の就労定着率	3割	就労定着支援事業の令和8年度の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合。 2割5部以上とすることを基本とする。

(5)－① 障害児支援の提供体制の整備

障害のある児童及びその家族への支援を適切に行うことができるよう、充実した体制の整備を進めます。

項目		数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1箇所	令和8年度末までに、少なくとも一か所以上設置することを基本とする。児童発達支援センターの設置により、センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
設置の形態	うち 市町村単独	一箇所	町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち 圏域で整備	1箇所	
【目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築		有	令和8年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標③－1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保		1箇所	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
設置の形態	うち 市町村単独	一箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち 圏域で整備	1箇所	
【目標③－2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1箇所	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
設置の形態	うち 市町村単独	一箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち 圏域で整備	1箇所	
【目標④－1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1箇所	令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
設置の形態	うち 市町村単独	一箇所	町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち 圏域で整備	1箇所	
【目標④－2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1人	令和8年度末までに④－1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(5) - ② 障害児支援の提供体制の整備（発達障害者等に対する支援）

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング※ <sup>1</sup> やペアレントプログラム※ <sup>2</sup> 等の支援プログラム等の受講 者数	0人	0人	1人	現状のペアレントトレーニ ングやペアレントプログラ ム等の支援プログラム等の実施状 況及び本町における発達障 害者等の数を勘案し、受講者数の 見込みを設定する。
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペ アレントプログラム等の支援 プログラム等の受講者数	0人	0人	1人	現状のペアレントトレーニ ングやペアレントプログラ ム等の支援プログラム等の実施状 況及び本町における発達障 害者等の数を勘案し、プログラ ムの実施者数（支援者）の見込み を設定する。
【活動指標③】 ペアレントメンター※ <sup>3</sup> の人 数	0人	0人	1人	現状のペアレントメンター養 成研修等の実施状況及び本町 における発達障害者等の数を 勘案し、ペアレントメンター の人数の見込みを設定する。
【活動指標④】 ピアサポート※ <sup>4</sup> の活動への 参加人数	0人	0人	1人	現状のピアサポートの活動状 況及び本町における発達障 害者等の人数を勘案し、人数の見 込みを設定する。

※1 ペアレントトレーニング：発達障害などの児童の保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

※2 ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

※3 ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※4 ピアサポート：「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

(6) 相談支援体制の充実・強化

項目		数値			備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標】 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置		有	有	有	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）することを基本とする。
設置の形態	うち市町村単独	—	—	—	
	うち圏域で整備	有	有	有	
【活動指標①】 地域の相談支援体制の強化①		6件	6件	6件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化②		6件	6件	6件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化③		6回	6回	6回	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化④		6回	6回	6回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化⑤		1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
【活動指標⑥】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤を開発・改善を行う取組		有	有	有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、以下の活動指標に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。			
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3人	3人	3人	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数の見込を設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	0回	0回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	有	県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。
	0回	0回	1回	

### 第3節 障害福祉サービス・障害児福祉サービス量の見込の算出

以下の各サービスについて、国の基本指針に基づき、令和6年度～令和8年度までの見込量を算出します。

## 1 障害福祉計画

### (1) 訪問系サービス

サービス名	対象者	実施内容
居宅介護	障害のある人 (障害支援区分1以上)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人 (障害支援区分4以上)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、相談・助言等の生活全般にわたる援助、外出時における移動介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある人 (障害支援区分2以上)	移動時及びそれに伴う外出先における視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)と、移動の援護、排せつ・食事等の介護等の援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人 (障害支援区分3以上)	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を予防・回避するために、必要な援護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)のうち、一定の条件を満たす人	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

■□利用実績□■

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	24	25	25
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間/月	218	191	168

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	27	30	33
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間/月	335	375	415

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策▲△

- ・訪問系サービスは障害のある人の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、施設や病院から在宅に移行する障害のある人が増えることで、利用意向は高まることが考えられるため、障害のある人が地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。
- ・利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・効率的で、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者や指定特定相談支援事業所との連携を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	対象者	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、①50歳未満の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されています）
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
就労選択支援	就労移行支援・就労継続支援を既に利用している、または利用したいと考えている人	障害のある人が希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援等を行います。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援 A型	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③就労経験はあるが、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

<p>就労継続支援 B型</p>	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>①企業等や就労継続支援A型での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③50歳に達している人</p> <p>④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
<p>就労定着支援</p>	<p>就労移行支援や就労継続支援A型・B型などの就労系障害福祉サービスを利用してから一般企業等（特例子会社を含む）に就労した働く障害のある人</p>	<p>一般就労へ移行した障害のある人について、就労の継続を図るために企業、自宅などへの訪問や障害のある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。</p>
<p>療養介護</p>	<p>医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、</p> <p>①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人</p> <p>②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の人</p>	<p>医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。</p>
<p>短期入所 (ショートステイ)</p>	<p>居宅での介護を行う人の病気やその他の理由により、障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障害のある人</p>	<p>障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。</p>

■□利用実績□■

事業名等	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	人/月			
生活介護	利用者数	人/月	67	70	74
	利用量	人日/月	1,384	1,369	1,514
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	2	0	0
	利用量	人日/月	56	0	0
就労移行支援	利用者数	人/月	6	7	7
	利用量	人日/月	106	148	123
就労継続支援A型	利用者数	人/月	8	13	14
	利用量	人日/月	162	277	338
就労継続支援B型	利用者数	人/月	37	41	45
	利用量	人日/月	782	839	891
就労定着支援	利用者数	人/月	0	0	0
療養介護	利用者数	人/月	5	5	5
短期入所 (ショートステイ)	利用者数	人/月	1	4	5
	利用量	人日/月	24	15	47

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	人/月	80	88	96
	利用量	人日/月	1,624	1,786	1,949
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	1	2	2
	利用量	人日/月	19	39	39
就労選択支援	利用者数	人/月	19	25	31
就労移行支援	利用者数	人/月	11	15	16
	利用量	人日/月	208	284	302
就労継続支援A型	利用者数	人/月	19	28	39
	利用量	人日/月	399	588	819
就労継続支援B型	利用者数	人/月	50	60	72
	利用量	人日/月	925	1,110	1,332
就労定着支援	利用者数	人/月	0	0	0
療養介護	利用者数	人/月	6	6	6
短期入所(福祉型)	利用者数	人/月	7	9	11
	利用量	人日/月	72	93	113
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	2	3	4
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	0	0	0
短期入所(医療型)	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値

### ▲△確保の方策△▲

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・生活介護については、町内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、指定通所介護事業所においても基準該当生活介護としてサービスを提供します。また、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。
- ・自立訓練については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・障害のある人の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。
- ・障害のある人の雇用推進及び工賃向上を図るため、受注機会を拡大することについて、取組を進めます。
- ・短期入所については、町内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障害のある人を介護・療育する家庭の負担を軽減するために、一時的・緊急的に利用できる短期入所の充実を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス名	対象者	実施内容
自立生活援助	<p>①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害のある人等で、理解力や生活力等に不安がある人</p> <p>②一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人</p> <p>③障害、疾病等の家族と同居しており（障害のある人同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な人</p>	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な自宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
施設入所支援	<p>①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）</p> <p>②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人</p>	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な障害のある人	居室等の設備を利用しながら、生活能力の維持・向上等のために、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	人/月			
自立生活援助	利用者数	人/月	0	0	0
共同生活援助	利用者数	人/月	22	26	29
施設入所支援	利用者数	人/月	40	40	41
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	人/月			
自立生活援助	利用者数	人/月	0	0	0
共同生活援助	利用者数	人/月	33	38	44
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	0	0	0
施設入所支援	利用者数	人/月	46	47	48
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・自立生活援助については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・地域生活への移行の観点から、町内外のグループホーム利用を促進するとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- ・宿泊型自立訓練については、近隣のサービス提供事業所と連携し、利用者に向けた情報提供をするなど、サービスの利用を促進します。

#### (4) 相談支援

サービス名	対象者	実施内容
計画相談支援 (指定相談支援)	障害福祉サービスを利用するすべての障害者	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者	地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害者や一人暮らしへと移行した障害者	安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

#### ■□利用実績□■

事業名等	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	人/月			
計画相談支援	利用者数	人/月	28	34	35
地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

#### ◆◇見込量◇◆

事業名等	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	人/月			
計画相談支援	利用者数	人/月	35	36	37
地域移行支援	利用者数	人/月	0	1	1
地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値

#### ▲△確保の方策△▲

- ・障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細かな相談支援を行うため、様々な社会資源を活用しながら、身近な相談支援の基盤整備に取り組めます。
- ・提供体制の整備と併せて、相談支援従事者の質の向上を図ります。
- ・一般相談支援と計画相談支援及び地域相談支援との役割分担や、計画相談支援と障害福祉サービスを提供する事業者との在り方について、館林市外五町地域自立支援協議会での検討を踏まえ、相談支援体制のさらなる充実を図ります。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての協議の場において、関係者に周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ・利用者に対し、広報紙や町ホームページなどを通じて新たな制度の周知を行い、障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

## 2 障害児福祉計画

### (1) 障害児通所支援・障害児相談支援・障害児への支援サービス

サービス名	対象者	実施内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害のある児童	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害のある児童	保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害のある児童	自宅を訪問し、重度の障害により外出が困難な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	上記5つのサービスを利用する全ての児童	上記5つのサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障害児や重症心身障害児(医療的ケア児等)	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。

■□利用実績□■

事業名等	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	児童発達支援	利用者数	人/月	11	16
利用量		人日/月	114	217	303
放課後等デイサービス	利用者数	人/月	44	48	58
	利用量	人日/月	614	629	753
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	2	4	1
	利用量	人日/月	3	7	3
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用者数	人/月	4	4	4
医療型児童入所支援	利用者数	人/月	2	3	3
障害児相談支援	利用者数	人/月	18	19	18
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	利用者数	人	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	児童発達支援	利用者数	人/月	24	26
利用量		人日/月	338	367	409
放課後等デイサービス	利用者数	人/月	60	61	62
	利用量	人日/月	984	1,000	1,017
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	4	5	6
	利用量	人日/月	7	9	11
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用者数	人/月	4	5	6
医療型児童入所支援	利用者数	人/月	3	4	5
障害児相談支援	利用者数	人/月	21	22	23
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	利用者数	人	0	0	1

※単位は年間を通じての月平均値。ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

### ▲△確保の方策△▲

- ・障害のある児童の療育及び訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービス利用できるよう、町内に限らず圏域全体でサービス事業者の確保に努めるとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・町内で支援が受けられ、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所との連携を図り、基盤の整備、質の確保に努めます。
- ・乳幼児期から就学、就労に至る各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援を提供するために、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所のほか関係機関等と連携し、支援体制の構築を図ります。
- ・障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、円滑な移行が行われるよう、県との緊密な連携を図っていきます。
- ・発達障害のある児童に対しては、保育園や認定こども園、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう連携し、支援体制の強化を図ります。
- ・障害のある児童のニーズに応じて、「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害のある児童への支援に努めます。

### 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人及び障害のある児童がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように生活をサポートするサービスで、障害のある人のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供することにより、障害の有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした事業です。具体的には、障害のある人やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業、移動支援などがあります。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断で地域特性により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障害種別等に関わりなく、可能な限り身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

(1) 必須事業

【サービスの種類及び内容】

区分	名称	サービス内容
地域生活支援事業	必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 町民に対して、障害のある人及び障害のある児童に対する理解を深めるために、町が実施する研修・啓発事業です。
		(2) 自発的活動支援事業 障害のある人及び障害のある児童やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
		(3) 相談支援事業 ①基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。 さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。 ②住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業です。
		(4) 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度による支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人に対し、制度の利用を支援する事業です。
		(5) 成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図る事業です。
		(6) 意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人及び障害のある児童に、障害のある人及び障害のある児童とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業です。
		(7) 日常生活用具給付等事業 重度障害のある人に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する事業です。
		(8) 手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害のある人との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
		(9) 移動支援事業 屋外での移動が困難な障害のある人及び障害のある児童に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。
		(10) 地域活動支援センター事業 障害のある人が通所により、創作活動または生産活動を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。

## 【サービス実績及び見込量】

※単位は年間値

事業名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業			無	無	無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業			無	無	無	有	有	有
(3) 相談支援事業								
①基幹相談支援センター等機能強化事業			無	無	無	有	有	有
②住宅入居等支援事業			無	無	無	無	無	有
(4) 成年後見制度利用支援事業		人	0	1	1	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業			無	無	無	無	無	無
(6) 意思疎通支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		件	53	64	41	50	50	50
②手話通訳者設置事業		日	0	0	0	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援用具		件	1	2	2	2	2	2
②自立生活支援用具		件	3	2	4	3	3	3
③在宅療養等支援用具		件	0	2	2	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具		件	2	3	8	4	4	4
⑤排泄管理支援用具		件	662	661	652	660	660	660
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件	0	1	2	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業 実養成講習修了見込者数		人	—※1	9	7	10	10	10
(9) 移動支援事業	実利用見込者数	人	11	10	11	11	12	13
	延べ利用見込時間数	時間	278	314	280	300	310	320
(10) 地域活動支援センター	町内	箇所	1	1	1	1	1	1
		人	14	13	13	15	15	15
	他市町村	箇所	5	3	3	3	3	3
		人	7	5	5	3	3	3

※各年度末現在（令和5年度以降は見込値）

※1：新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止

## (2) 任意事業

### 【サービス種類及び内容】

名称	サービス内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活をしている身体障害のある人で、一人での入浴が困難な人の入浴支援や家庭内介助者による入浴介助の負担を軽減するなど、在宅生活を支援するために居宅を訪問して入浴の介護を提供する事業です。
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する事業です。
身体障害者自動車免許取得費補助事業	身体障害者の自立更生を促進するため、肢体不自由者が普通自動車免許を取得する場合、その取得に要する経費に対する一部助成を行う事業です。
身体障害者自動車改造費補助事業	身体障害のある人の自立更生を促進するため、上肢、下肢または体幹機能に障害のある人が所有する自動車を運転しやすいように手動装置等を改造する場合、その改造に要する経費に対する一部助成を行う事業です。

### 【サービス実績及び見込量】

※単位は年間値

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人	16	22	38	40	45	50
身体障害者自動車免許取得費補助事業	人	0	0	0	1	1	1
身体障害者自動車改造費補助事業	人	1	1	0	1	1	1

※各年度末現在（令和5年度以降は見込値）

### ▲△確保の方策△▲

- ・相談支援事業については、館林市外五町地域自立支援協議会を中心にサービス提供事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。また、広報紙やホームページなどを活用し、館林邑楽相談支援センターの周知と利用の促進を行います。
- ・意思疎通支援事業については、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を県と連携しサービスを提供します。
- ・日常生活用具給付等事業については、障害のある人の自立生活に資するため、サービスの周知と日常生活支援用具等の情報を提供するとともに毎年予算を確保するよう努めます。また、障害のある人と介護者が容易かつ適切に利用できるよう使用方法や修理など情報提供や相談の充実を図ります。
- ・移動支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- ・地域活動支援センター事業については、Ⅲ型※として指定管理者制度により適正な管理運営のできる法人へ事業委託し、機能の強化・充実を行います。
- ・日中一時支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- ・身体障害者自動車免許取得費補助事業、身体障害者自動車改造費補助事業については、広報紙やホームページ、相談支援事業などを通じ、事業の周知と利用促進を図ります。

※Ⅲ型：専門職員の配置の必要はなく、1日当たりの利用人数が10名以上

## 第4章 円滑な推進に向けた取組

### 第1節 円滑な事業推進

#### (1) 適正な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法では、18歳以上の方については、心身の状況、家庭環境、生活状況などの聞き取り調査を行った上で、「障害支援区分（区分1～6）」の判定を受け、どのくらいサービスが必要な状態にあるかを定めます。これをもとに、町はサービス等利用計画案の作成を依頼し、この計画案を参考に支給決定を行い、受給者証を発行する仕組みとなっています。

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害のある人のニーズに応じた支給決定に努めます。

#### (2) 低所得者に配慮した応益負担の周知

自立支援給付の利用にあたっては、長期的に安定して障害のある人を支える必要性から、サービス利用費の自己負担（1割）と施設での食費・光熱水費の全額自己負担が定められています。また、低所得者の負担を軽減するため、①負担上限月額設定、②高額障害福祉サービス費、③入所施設の補足給付なども制度化されています。こうした制度について、障害のある人や家族等への周知に努めます。

#### (3) 実施状況の点検と進行管理

本町の障害福祉担当部署において、各サービス・事業の利用状況や基盤整備の進捗状況などについて点検を行います。

また、太田・館林圏域において、広域全体の基盤整備の推進と情報・課題の共有を図ります。

### 第2節 地域での自立した生活に向けた支援の充実

#### (1) サービス利用の支援と権利の保障

支給決定後は、サービス利用計画を作成することになります。障害福祉サービスの種類や内容、就労支援・教育・インフォーマルサービス※1等必要なサービスとその利用時間などを計画し、指定事業者や指定施設とサービス利用の契約を結ぶことになります。

障害のある人が自らの選択により必要なサービスを利用しながら、安心して日常生活を送ることができるよう、サービス利用に向けた支援を行います。また、判断能力が不十分な利用者に対して、その人の権利が保障されるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動に努めます。

## （２）サービスの質の向上

サービス提供事業者は、障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準に準じ、契約に基づいて、利用者に適切な障害福祉サービスを提供する責務を有します。

利用者が自らの責任で事業者を選択できるよう、サービス提供事業者に関する基本的な情報提供等を行います。

## （３）障害のある人に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行に伴い、法律に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。

また、障害者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の広報・啓発を図るとともに、広域での連携を進めながら、迅速かつ適切な保護・対策等に努めます。

## （４）合理的配慮提供のための環境づくり

「障害者差別解消法」施行に伴い、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」が禁止されるとともに、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁<sup>※2</sup>を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められることとなります。

このため、こうした考え方の普及を図るため、さまざまな機会を捉えた周知啓発を行うなど、地域での共生に向けた環境づくりを進めます。

※1 インフォーマルサービス：フォーマルサービスは各種機関、サービス事業所による（公的）サービスであることに対して、インフォーマルサービスは、地域のボランティアや近隣の支えあいなどの（私的）サービスのこと。

※2 社会的障壁：障害のある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

---

第7期邑楽町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画  
【令和6年度～令和8年度】

発行年月日： 令和6年3月

編集・発行： 邑楽町役場 福祉介護課 障害福祉係

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

T E L 0276-88-5511

F A X 0276-88-3247

U R L <https://www.town.ora.gunma.jp>

E-mail [welfare@swan.town.ora.gunma.jp](mailto:welfare@swan.town.ora.gunma.jp)

---